

# 第2次上天草市一般廃棄物処理基本計画

## 【概要版】

令和3年3月

上天草市

# 1 計画の基本的事項

## (1) 趣旨

第2次上天草市一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の排出抑制及び適正な処理等の更なる推進を図るため、上天草市における一般廃棄物処理の方向性を示す基本となる計画であり、現計画が令和2年度で期間満了となるため、更なるごみの減量化、資源化及び持続可能な循環型社会の構築に向け、国等の新たな方針や食品ロス削減、プラスチックの排出抑制、SDGsといった国際的な動向を考慮し、新たに計画を策定するものです。

## (2) 計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により策定されるものであり、各種関係法令等との整合性を図り、また、上天草市第2次総合計画及び第2次上天草市環境基本計画に係る個別計画として、「人と海がふれあうまち上天草～美しい海と環境にやさしいまちを未来の子供たちへ～」の実現に向け、今後の廃棄物行政を推進するための基本的な計画として位置づけます。

## (3) 計画期間

第2次上天草市環境基本計画との整合性を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間としています。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
項目	第2次計画策定					中間目標年度					最終目標年度

※SDGsとは

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。

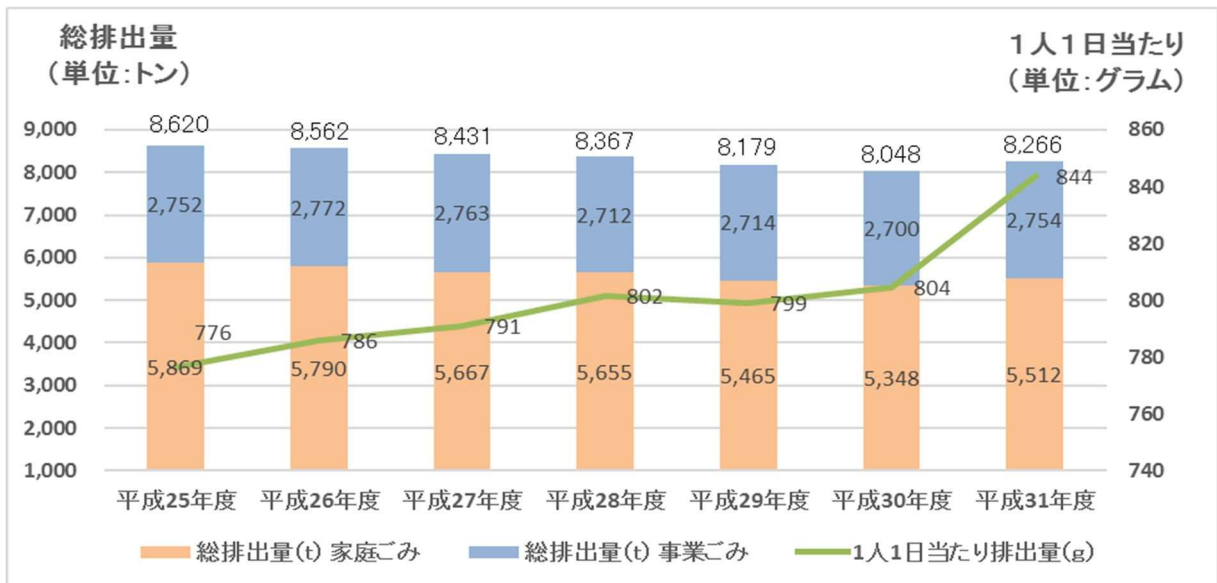


## 2 一般廃棄物の現状と課題

### 1 ごみ処理の現状

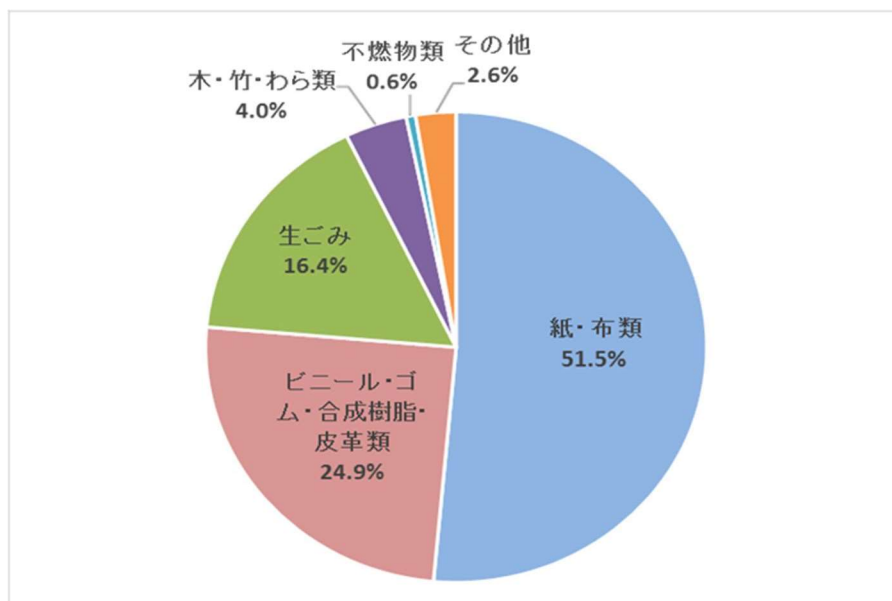
#### (1) ごみの総排出量

平成25年度から平成31年度までに、ごみの総排出量は4.1%減少しています。しかしながら、1人1日当たりのごみの排出量は8.7%増加しています。



#### (2) 可燃ごみの組成

平成25年度から平成31年度に排出された可燃ごみの平均組成は、紙・布類が51.5%と最も多く、次いで、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類24.9%、生ごみ16.4%となっています。



## 2 生活排水処理の状況

### (1) 生活排水の処理形態別人口

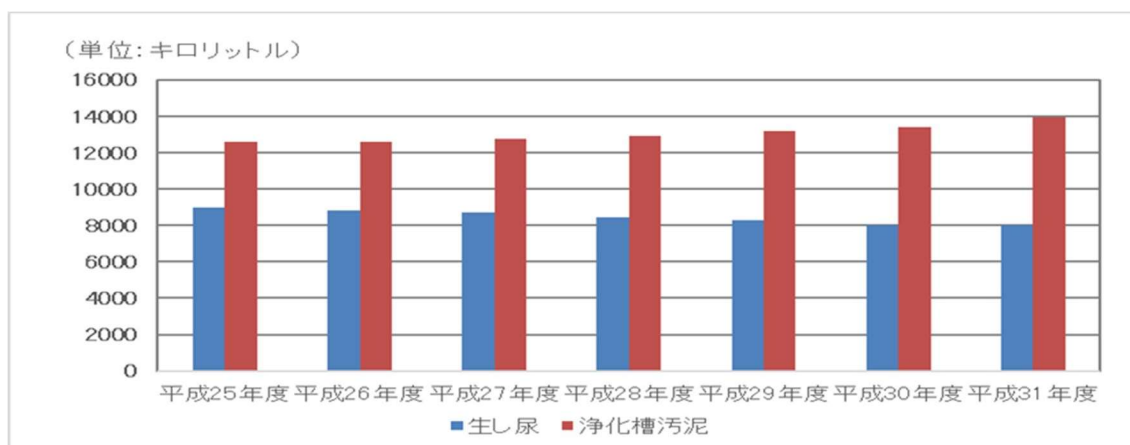
し尿と合わせて生活雑排水を処理している生活排水処理率は、55.1%で、県下でも下位の状況であり、より一層の生活排水処理率の向上が望まれます。

<平成31年度生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率>

処 理 形 態	平成31年度	
	人口(人)	生活排水処理率(%)
1 計画処理区域内人口	26,447	
2 水洗化・生活雑排水処理人口	14,568	55.1
下水道	4,401	16.6
農業集落排水施設	0	0.0
コミュニティプラント	391	1.5
合併処理浄化槽	9,776	37.0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	6,238	23.6
4 非水洗化人口	5,641	21.3
し尿収集人口	5,637	21.2
自家処理人口	4	0.1
5 計画処理区域外人口	0	0.0

### (2) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、以下のとおりです。公共下水道及び合併処理浄化槽等の普及に伴い、生し尿が年々減少し、一方、浄化槽汚泥が若干の増加傾向にあります。



### 3 基本計画

#### 1 ごみ処理編

持続可能な地域社会を創るために、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造から脱却し、3R（リデュース、リユース、リサイクルの3つのRによる省資源利用）活動などの資源の有効利用や分別の促進によるごみの減量化、資源の再利用化などにより、市民、事業者及び行政が連携・協働し、循環型社会の実現に取り組む必要があります。

このような情勢を踏まえ、上天草市のごみ処理における取組みの柱となる基本方針を次のとおり定め、第2次上天草市環境基本計画の重点施策に掲げる『ごみを減らし、持続可能な循環型社会を目指すまちづくり』を目指します。

#### (1) 基本方針

##### (ア) 市民・事業者・行政の協働による3Rの更なる推進

循環型社会の構築に向け、3Rのうち国が示す優先度が最も高い「発生抑制（リデュース）」及びリデュースに次いで優先度が高い「再使用（リユース）」の更なる推進を図り、環境に配慮した事業活動やごみの発生そのものを抑制するライフスタイルへの転換を促していきます。

##### ○基本施策

- ・発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の更なる推進
- ・ごみの分別の徹底と再生利用（リサイクル）の更なる推進
- ・教育、啓発活動の充実

##### (イ) 適正・効率的かつ持続可能なごみ処理体制の整備

ごみの収集運搬から処理に至るまで、安定かつ効率的に行うため、関係機関と連携し、また令和9年4月から稼働予定である新ごみ処理施設の運用等についても、ごみの処理が滞ることがないよう安定・効率的かつ持続可能なごみ処理体制を確立します。

##### ○基本施策

- ・ごみ処理体制の安定と効率化
- ・不適正処理に関する対策
- ・その他ごみの処理に関し必要な事項

(2) 数値目標

(ア) 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)

平成31年度 (実績値)	令和7年度		令和12年度	
	(予測値)	(目標値)	(予測値)	(目標値)
843.5	860	821.8	875.5	800

(イ) リサイクル率 (%)

平成31年度 (実績値)	令和7年度		令和12年度	
	(予測値)	(目標値)	(予測値)	(目標値)
9.3	9.0	10.7	9.0	12.4




(ウ) ごみ総排出量 (t/年度)

平成31年度 (実績値)	令和7年度		令和12年度	
	(予測値)	(目標値)	(予測値)	(目標値)
8,266	7,962	7,609	7,705	7,040

※予測値とは、ごみの排出抑制等の施策を実施しなかった場合の値になります。

(3) 基本施策における各主体の取組み

○市民・事業者・行政の協働による3Rの更なる推進 (一部抜粋)

主 体	発生抑制 (リデュース)・再使用 (リユース) の更なる推進			
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買い物の際はマイバッグを持参し、過剰包装などは断ります。</li> <li>・ マイボトル、マイカップ及びマイ箸を利用します。</li> <li>・ 家庭から出るごみは正しく分別し、可燃ごみの減量に努めます。</li> <li>・ 生ごみ処理機を活用した生ごみの堆肥化に努め、排出する場合には十分に水切りを行います。</li> <li>・ 食品ロスの削減に努めます。</li> </ul>			
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ レジ袋削減 (マイバッグ) 推進運動に積極的に参加し、レジ袋の削減を推進します。</li> <li>・ 排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、ごみの発生抑制と適正な分別に努めます。</li> <li>・ 食品ロスの削減に努めます。</li> </ul>			
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器包装及びプラスチックごみ等の発生抑制</li> <li>・ 可燃ごみの減量</li> <li>・ 食品ロスの削減</li> <li>・ 再使用の促進</li> </ul>			



主 体	ごみの分別の徹底と再生利用（リサイクル）の更なる推進
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源物は分別ルールやマナーを守り排出します。特に紙類及びプラスチック類については、より一層の分別に努めます。</li> <li>・生ごみ処理機などを活用した生ごみの堆肥化に努めます。</li> <li>・店舗などが行う資源物の店頭回収などに積極的に協力します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・容器や包装については、リサイクルしやすい商品（素材）のものを製造または使用します。</li> <li>・食品トレイや牛乳パックの店頭回収等を実施し、リサイクルに資する取組みを行います。</li> <li>・事務所から発生する紙ごみを分別し、古紙回収に回して資源化を図ります。</li> <li>・再生利用品を積極的に利用し、環境に配慮した製品を使用します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別の徹底</li> <li>・生ごみなどの分別と資源化の検討</li> <li>・資源物の排出機会の提供</li> <li>・学校給食残さ物の堆肥化推進</li> <li>・再生品の積極的な利用</li> <li>・小型家電の回収推進</li> <li>・資源化の支援</li> </ul>



主 体	教育、啓発活動の充実
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ問題に関心を持ち、ごみ問題の現状や対策に関する知識や理解を深めます。</li> <li>・ごみ問題に関する学習会やイベント等に積極的に参加します。</li> <li>・地域の環境美化活動や清掃活動に積極的に参加します。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ問題に関する教育により、従業員の意識向上を図り、ごみの減量と資源化に資する取組みの実践行動につなげます。</li> <li>・ごみ問題に関する研修会やイベント等に積極的に参加します。</li> <li>・地域の環境美化活動や清掃活動に積極的に参加します。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や地域における環境教育、環境学習の実施</li> <li>・市民等の自主的活動の推進</li> <li>・情報提供の充実</li> </ul>

○適正・効率的かつ持続可能なごみ処理体制の整備（一部抜粋）

主 体		9 産業と資源効率の 向上につくろう	10 人や国の平等 を促そう	11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	17 パートナシップで 目標を達成しよう
主 体	ごみ処理体制の安定と効率化					
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が実施する排出ルールに対する理解を深め、適正な収集運搬、中間処理及び最終処分の実施に協力します。</li> <li>自らが利用する各地区のごみステーションの管理及び運営に率先して取り組みます。</li> </ul>					
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出事業者は事業ごみの運搬について、自らが適正に行うか一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼します。</li> <li>一般廃棄物収集運搬業許可業者は、市が直接収集しない事業ごみや一時多量ごみなどの収集運搬について、適正に実施する体制を整備します。</li> </ul>					
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集運搬体制</li> <li>中間処理体制</li> <li>最終処分場</li> </ul>					

主 体		4 質の高い教育を みんなに	11 住み続けられる まちづくりを	14 海の豊かさを 守ろう	17 パートナシップで 目標を達成しよう
主 体	不適正処理に関する対策				
市 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令やごみ出しルールを守り、ごみを適正に排出し、ごみをみだりに捨てたり、燃やしたりしません。</li> <li>市への通報などにより、不法投棄や野焼きの防止に協力します。</li> </ul>				
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄や野焼きの防止策</li> <li>関係機関等との連携による監視・通報体制等の強化</li> </ul>				

主 体		11 住み続けられる まちづくりを	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	17 パートナシップで 目標を達成しよう
主 体	その他ごみの処理に関し必要な事項				
市 民 事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理関係の団体は、災害の発生に備え、災害ごみの処理について協力する体制を整えます。</li> <li>排出禁止物や特別管理一般廃棄物などの処理が困難なごみについては、専門の処理業者等に依頼して適正に処理を行います。</li> </ul>				
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害ごみの処理体制の強化</li> <li>海岸漂着ごみの適正処理</li> <li>適正処理困難物への対応</li> </ul>				



## 2 生活排水処理編

現在の生活排水処理は、公共下水道、コミュニティプラントや合併処理浄化槽により行われており、これらは、公共用水域の水質保全を図るうえで不可欠であることから、生活排水対策の必要性と水環境の重要性については、今後より一層の啓発を推進しなければなりません。

そこで、上天草市における生活排水処理の基本方針を次のとおり定め、前計画から引き続き『豊かな水環境の実現』を目指します。

### (1) 基本方針

#### (ア) 公共下水道による生活排水の適正処理の推進

公共下水道認可区域内では、公共下水道接続人口の増加を図ります。

#### (イ) 合併処理浄化槽による生活雑排水の適正処理の推進

公共下水道区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。

#### (ウ) 安定した収集運搬、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の安定した収集運搬体制を継続するとともに、効率的な収集運搬を推進します。

#### ○基本施策

- ・公共下水道の普及
- ・合併処理浄化槽の普及
- ・し尿及び浄化槽汚泥の適正処理
- ・浄化槽の適正管理の啓発



### (2) 数値目標

#### ○生活排水処理率 (%)

平成31年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)
55.1	64.3	71.9

※令和12年度までに、生活排水処理率71.9%達成

### (3) 目標達成に向けた取組み

- (ア) 公共下水道への接続の推進
- (イ) 合併処理浄化槽の普及推進
- (ウ) 収集運搬体制の確立
- (エ) 施設の適切な維持管理
- (オ) 学校や地域における環境教育・環境学習の推進

(カ) 情報提供の充実

### 3 計画の推進と管理

#### (1) 計画の推進体制

市では、環境教育の実施や自主的な活動などに対する支援等を行いながら、市民等による取組みを活性化し、計画を着実に推進するための体制づくりに積極的に取り組むものとし、さらに、年度ごとに策定する「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、目標を達成するための具体的な施策を実施していきます。

#### (2) 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、下の図のようなPDCAサイクルの考え方に則し、年度ごとに点検及び評価を行いながら、目標達成に向けた施策等の継続的な改善を実施します。

